

第4期
泊村障がい福祉計画
泊村障がい者計画



平成27年3月
泊村

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	5
1. 計画策定の背景と趣旨	5
2. 計画の根拠法と位置づけ.....	5
3. 対象とする障がい児・者.....	6
4. 計画の期間.....	6
5. 計画の策定体制.....	7
6. 関連法制度の改正概要	7
(1) 近年の国の動向	7
(2) 制度改正のポイント.....	8
(3) 障がい福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて	9
第2章 泊村の障がい者をめぐる状況.....	11
1. 人口等の動向.....	11
(1) 人口等の推移	11
(2) 人口構成の推移	12
2. 身体障がい者の状況	13
(1) 身体障がい者数の推移.....	13
(2) 等級別身体障がい者数の推移	14
(3) 障がい部位別身体障がい者数の推移.....	15
3. 知的障がい者の状況	16
(1) 知的障がい者数の推移.....	16
(2) 障がい程度別知的障がい者数の推移.....	17
4. 精神障がい者の状況	18
(1) 精神障がい者数の推移.....	18
(2) 等級別精神障がい者数の推移	19
5. 障害支援区分認定の状況.....	20
第3章 計画の基本的な考え方.....	21
1. 基本理念	21
2. 基本方針	21
(1) 日常生活支援の充実.....	21
(2) 社会生活支援の充実.....	21

(3) 安心できる生活環境の整備	21
3. 施策の体系	22
第4章 障がい者計画	23
1. 日常生活支援の充実	23
(1) 情報の提供と相談支援	23
(2) 障がい福祉サービスの充実	24
2. 社会生活支援の充実	25
(1) 啓発・広報活動の推進	25
(2) 雇用・就労の充実	26
(3) 社会参加の促進	27
(4) 地域福祉活動の促進	28
3. 安心できる生活環境の整備	29
(1) 障がい者にやさしいまちづくりの推進	29
(2) 保健・医療の充実	30
(3) 療育・教育の充実	31
第5章 障がい福祉計画	33
1. 成果目標の達成状況	33
(1) 障がい福祉施設入所者の地域生活への移行	33
(2) 障がい福祉施設から一般就労への移行	33
2. 自立支援給付の実績（平成 24 年～26 年度）	35
(1) 訪問系サービス	35
(2) 日中活動系サービス	35
(3) 居住系サービス	36
(4) 相談支援	36
3. 地域生活支援事業の実績（平成 24 年～26 年度）	37
4. 障がい福祉計画の基本方針	38
(1) 障がい福祉サービスに関する基本的考え方	38
(2) 相談支援に関する基本的考え方	38
(3) 障がい児支援の提供体制の確保	38
5. 平成 29 年度の数値目標	39
(1) 福祉施設から地域生活への移行促進	40
(2) 福祉から一般就労への移行促進	40
(3) 地域支援活動拠点等の整備	41
6. 自立支援給付のサービス見込量と確保方策	41

(1) 訪問系サービス.....	41
(2) 日中活動系サービス.....	42
(3) 施設系・居住系サービス.....	44
(4) 相談支援系サービス.....	44
(5) 障がい児通所系サービス.....	45
(6) 障がい児相談支援.....	46
7. 地域生活支援事業の見込量と確保方策.....	47
(1) 必須事業.....	47
第6章 計画の推進に向けて.....	50
1. 地域の住民・団体・機関等の連携及び協力体制の構築.....	50
2. 地域資源の把握・有効活用.....	50
3. 計画の点検・評価.....	50
資料編.....	51
1. 策定経過.....	51
2. 泊村保健福祉審議会委員名簿.....	51

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

当村では、「障がい者が安心していきいき暮らせるむらづくり」の実現を目指し、平成24年4月に「第3期泊村障がい者計画・障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

その一方で国では、平成18年に国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」という）の批准に向けた国内法の整備により、平成23年改正の「障害者基本法」において、障がい者の定義の見直しと障がい者に対する配慮の考え方を盛り込み、平成25年には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という）を制定しました。

さらに平成25年4月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という）の施行により障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見直しや障がい者に対する支援の拡充が図られるなど障がい者福祉施策は大きく変化しています。

また、近年の障がい福祉サービス利用者の高齢化による障がいの重複・重度化など、障がい者福祉に対するニーズが多様化していく傾向にあります。

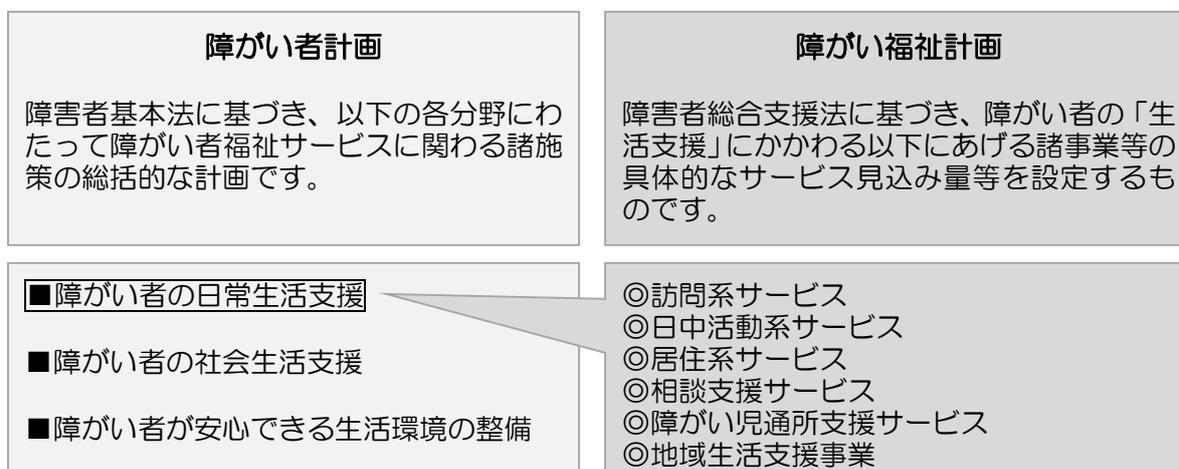
こうした背景に対応するため、新たな計画となる「第4期泊村障がい者計画・障がい福祉計画」を策定します。

2. 計画の根拠法と位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき定める市町村障害者計画及び障害者総合支援法第88条の規定に基づき定める市町村障害福祉計画を一体的に策定する障がい者の福祉全般にわたる総合的な計画です。

当村の障がい者の施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、障がい福祉サービスの円滑な実施を図り、施策展開の考え方や方策、施策の目標及びサービス量の見込み等を定めま

【障がい者計画と障がい福祉計画の関係】



3. 対象とする障がい児・者

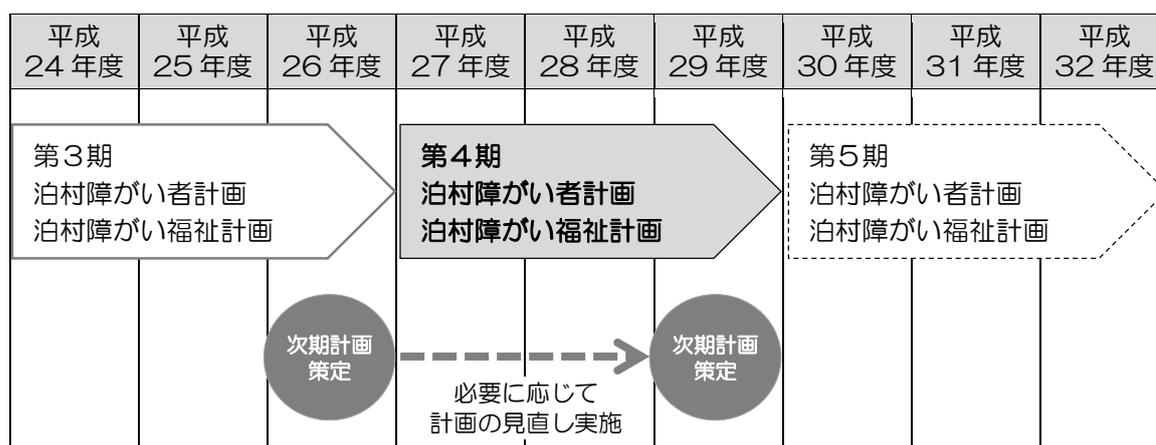
本計画における「障がい者」とは、障害者基本法に定義される身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます。

また、治療方法が確立してしない疾病など、政令で定める「難病」の人や発達に不安をかかえる子どもについても本計画の対象者とし、障がい児・者が地域で安心して生活できる環境を整備し、社会参加を支援・促進するために策定します。

4. 計画の期間

第4期「泊村障がい者計画」「泊村障がい福祉計画」の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

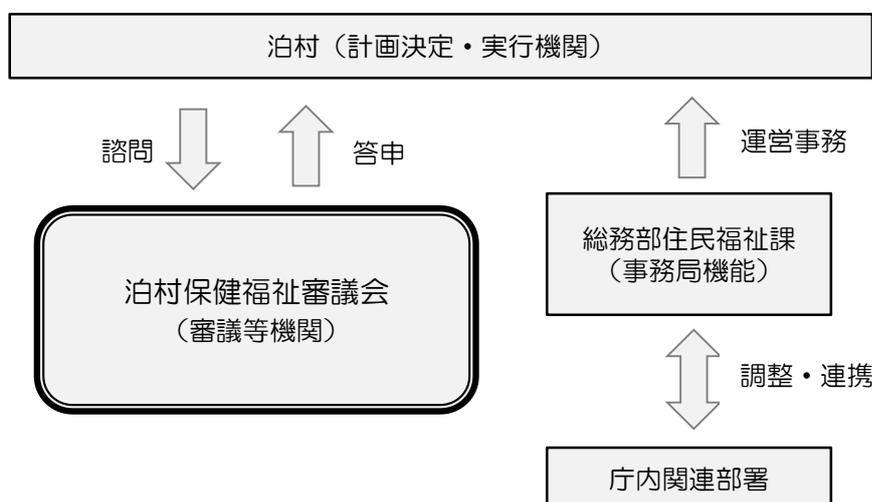
障がい者の福祉施策等に関する計画は、社会情勢の変化や、国の障がい者保健福祉施策などを踏まえ、障がい者が必要とする各種福祉サービス等の充実について必要な見直しを行うこととします。



5. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、障がい者福祉事業の担当部門である泊村総務部住民福祉課を中心として、計画の評価及び見直しを行いました。

また、村民の意見を反映させるため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者等の構成による「泊村保健福祉審議会」を設置し、計画内容の審議を行いました。



6. 関連法制度の改正概要

(1) 近年の国の動向

国においては、国連で採択された「障害者権利条約」(以下、障害者権利条約と記す)に署名したことから、その条約締結に向け、障害者基本法の改正(平成23年8月)、障害者総合支援法の成立(平成24年6月)、障害者差別解消法の成立および障害者雇用促進法の改正(平成25年6月)など、障がい者のための様々な制度改革が行われました。これら国内法の整備の充実がなされたことから、平成26年1月に「障害者権利条約」を批准し、今後はより具体的に、障がい者の権利を保障する取り組みが進められていく予定です。

■近年の国の動向

年月	障がい者に関する主な法制度改正、施行など
平成18年4月	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者自立支援法」施行 3障がい(身体・知的・精神)のサービス提供主体が区市町村に一元化され、サービス支給決定の透明化や明確化のため、障害程度区分を導入するなど、社会全体で障がい者を支える仕組みが構築される。
平成19年4月	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児の教育的支援を行う特別支援教育が学校教育法に位置づけられる。
平成19年9月	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者の権利に関する条約」に署名

年 月	障がい者に関する主な法制度改正、施行など
平成 21 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> 国連障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする日本の障がい者制度の集中的な改革を行うため「障がい者制度改革推進本部」を内閣に設置。
平成 23 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者基本法」改正 共生社会の実現、差別禁止、教育・療育支援の充実化など。
平成 24 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者虐待防止法」「障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」施行
平成 25 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者総合支援法」一部施行 新たに難病を追加。 「障害者優先調達推進法」施行 障がい者の法定雇用率の引き上げ (民間 1.8%から 2%、行政 2.1%から 2.3%)
平成 25 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> 成年被後見人の選挙権回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律施行。 「障害者差別解消法」成立 「障害者雇用促進法」改正
平成 26 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> 国連「障害者権利条約」批准
平成 26 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> 「精神保健福祉法」改正 「障害者総合支援法」施行 応能負担の明確化と障がい者の定義および障害程度区分の見直しや、相談支援の充実、障がい児支援強化、など。

(2) 制度改正のポイント

①「障害者総合支援法」の施行

障がい者施策の大きな転換点となった「障害者自立支援法」が改正され、平成 25 年 4 月には「障害者総合支援法」が施行されました。また、児童福祉法の改正により障がい児への支援も強化されています。

■障害者総合支援法改正のポイント

目的・基本理念
<p>目的規定において、「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、障害者総合支援法の目的の実現のため、障がい福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うこととなります。</p>
障がい者の範囲の見直し
<p>障害者自立支援法では、支援の対象が身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む）に限定されていましたが、障害者総合支援法では一定の難病の患者が対象として加えられます。</p>

障害支援区分への名称・定義の改正
<p>「障害程度区分」が知的障がい、発達障がい、精神障がいの状態を適切に反映していないとの指摘を踏まえ、「障害支援区分」へと改正されました。</p> <p>また、知的障がい及び精神障がいについては、一次判定（コンピューター判定）で低く判定される傾向があったため、障害者総合支援法では障害支援区分の判定における認定調査項目や判定式の見直しが行われています。</p>
障がい者に対する全国共通の支援体系
<p>重度の肢体不自由者に限定されていた重度訪問介護は知的・精神障がい者へ拡大しました。また、共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）に一元化されています。</p>
サービス基盤の計画的整備
<p>障がい福祉計画に必ず定める事項に「サービス提供体制の確保に係る目標に関する事項」と「地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」を加えるほか、いわゆるPDCAサイクルにそって障がい福祉計画を見直すことが規定されました。</p> <p>また、自立支援協議会の名称についても、地域の実情に応じて定められるようにするとともに、当事者や家族の参画が法律上に明記されています。</p>

②「障害者基本法」の一部改正

「障害者基本法の一部を改正する法律」が平成23年8月に公布され（一部を除き同日施行）、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため」との目的規定の見直しをはじめ、「障害者」の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。

「障害者総合支援法」では、その基本理念に“社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去”が明記されましたが、これは障害者基本法の一部改正に呼応したものであります。

③「障害者差別解消法」が成立

国連の「障害者権利条約」の批准に必要な国内法として、「障害者差別解消法」が平成25年6月に成立し、国や自治体など行政機関は、障がい者の要望等に応じて日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務づけられ、平成28年4月の施行までに体制を整備することが求められています。

(3) 障がい福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて

①地域移行の促進と地域生活支援拠点の整備

第4期計画の成果目標として、「福祉施設から地域生活への移行促進」「精神科病院から地域生活への移行促進」が引き続き掲げられます。

施設入所者や入院患者の地域移行を進めていく上で、日中・夜間それぞれの生活支援体制を充実し、地域の受け皿づくりをより一層進めていくことが必要となります。

また、今回、新たに「地域生活支援拠点等の整備」が成果目標として加えられました。

②就労支援体制の強化

第4期計画の成果目標「福祉的就労から一般就労への移行促進」については、就労移行支援事業の利用者の増加、利用者中の就労移行率を目標として設定することになりました。事業所等利用者や事業所等を利用する前の段階である本人と家族に、いかに一般就労への動機付けを図っていくかが課題となります。

また、一般就労も含めて、障がいのある人の働く場の確保・拡大を進めていく必要があります。

③障がい児支援体制の充実

第4期計画の策定に向けた基本指針では、児童福祉法に定めるサービス、障がい児相談支援の利用児童数を活動指標とする方向としており、障がい福祉計画で再び障がい児支援に関する内容を取り扱うこととなります。庁内連携のもと、障がい児等に対する支援体制について改めて充実・強化を図っていく必要があるものと考えます。

④PDCA サイクルの導入

障害者総合支援法では、障がい福祉計画に掲げた内容、指標等について定期的に調査・分析・評価を行い、必要があると認められるときは期間中であっても計画の変更等を行うこととなりました。

これに伴い、定期的に計画の進捗状況について整理・分析を行った上で、協議会等において計画変更の必要性について検討することが求められています。

第2章 泊村の障がい者をめぐる状況

1. 人口等の動向

(1) 人口等の推移

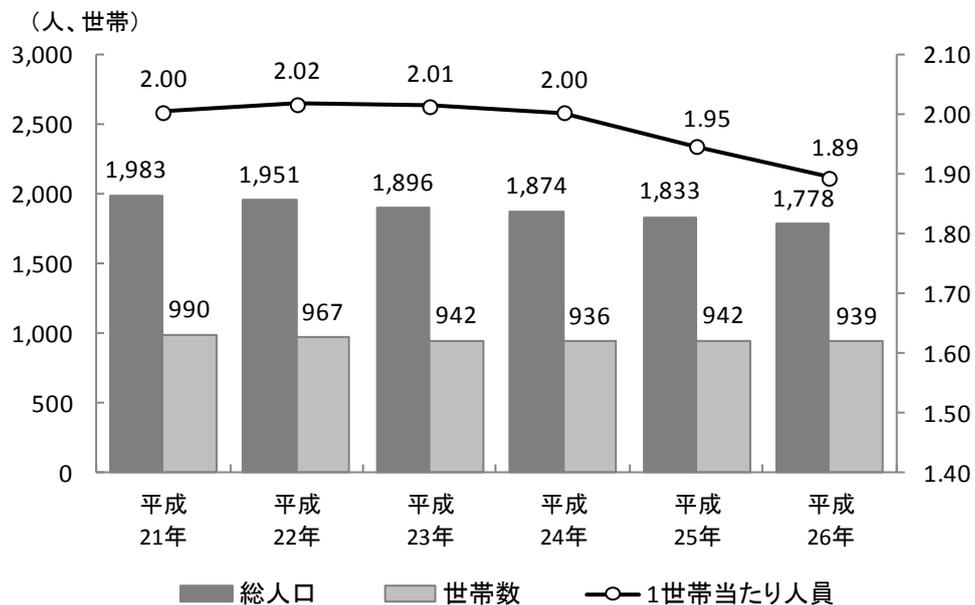
当村の人口は、減少傾向にあり、平成21年の住民基本台帳人口（9月末現在）では、1,983人でしたが、平成26年には1,778人で、205人（10.3%）の減少となっています。

世帯数は平成21年以降には990世帯でしたが、平成26年には939世帯まで減少しており、1世帯当たり人員は1.89となっています。

■人口等の推移

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
総 人 口	1,983	1,951	1,896	1,874	1,833	1,778
世 帯 数	990	967	942	936	942	939
1 世帯当たり人員	2.00	2.02	2.01	2.00	1.95	1.89

出典：住民基本台帳（各年9月末）



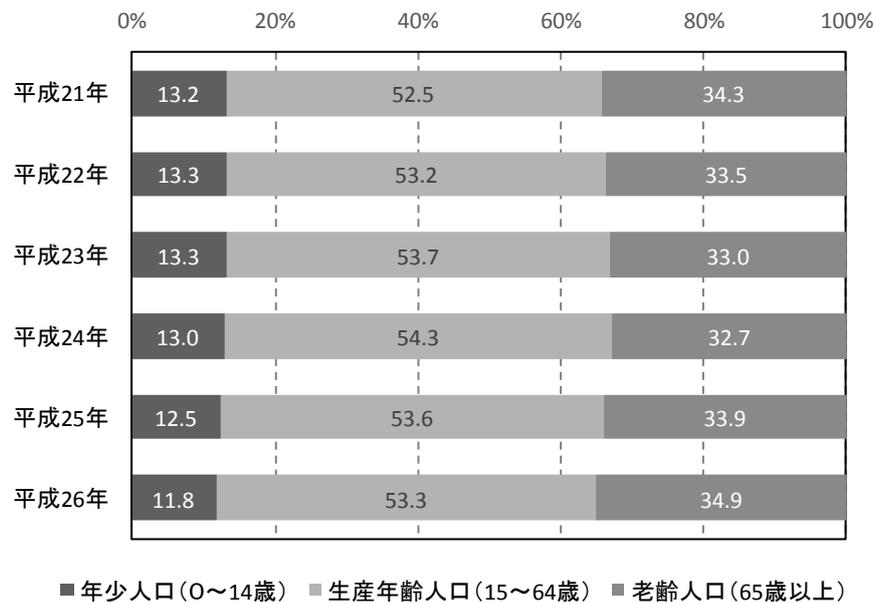
(2) 人口構成の推移

年齢3階層別の人口の推移は、3階層全てが減少傾向にあります。人口比（総人口に占める割合）で見ると、割合年少人口（0～14歳）は概ね減少傾向、生産年齢人口（15～64歳）はほぼ横ばい推移、老年人口（65歳以上）は平成24年以降増加傾向となっています。

■人口構成の推移

区 分		平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	北海道 平成26年	全国 平成26年
年少人口 (0～14歳)	人	261	259	252	244	229	210		
	%	13.2	13.3	13.3	13.0	12.5	11.8	11.6	13.0
生産年齢人口 (15～64歳)	人	1,042	1,038	1,018	1,017	982	947		
	%	52.5	53.2	53.7	54.3	53.6	53.3	61.6	62.3
老年人口 (65歳以上)	人	680	654	626	613	622	621		
	%	34.3	33.5	33.0	32.7	33.9	34.9	26.8	24.7
総人口	人	1,983	1,951	1,896	1,874	1,833	1,778		
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：住民基本台帳（各年9月末）、全国及び北海道は平成26年1月1日現在



2. 身体障がい者の状況

(1) 身体障がい者数の推移

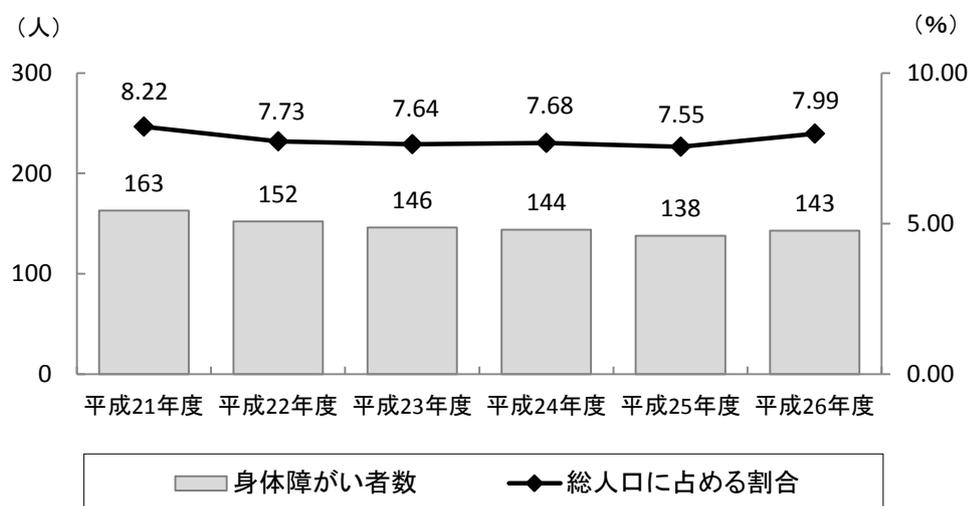
身体障害者手帳所持者数は、減少傾向にあります。平成25年から平成26年の推移では5人増加し、平成26年3月31日現在で143人となっています。

年齢階層別にみても減少傾向は変わりませんが、「65歳以上」は平成25年から平成26年で7人増加しています。

■身体障がい者手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）

年度	項目	総人口 (人)	身体障害者手帳所持者数 (人)			身体障がい者 ／総人口 (%)	
			合計	18歳未満	18～64歳		65歳以上
平成21年度		1,984	163	2	37	124	8.22
平成22年度		1,966	152	2	36	114	7.73
平成23年度		1,911	146	2	33	111	7.64
平成24年度		1,876	144	1	36	101	7.68
平成25年度		1,828	138	1	31	106	7.55
平成26年度		1,790	143	1	29	113	7.99
増減	人数	▲194	▲20	▲1	▲8	▲11	
	割合 (%)	▲9.8	▲12.3	▲50.0	▲21.6	▲8.9	

出典／総人口：住民基本台帳、身体障がい者手帳所持者数：泊村総務部住民福祉課



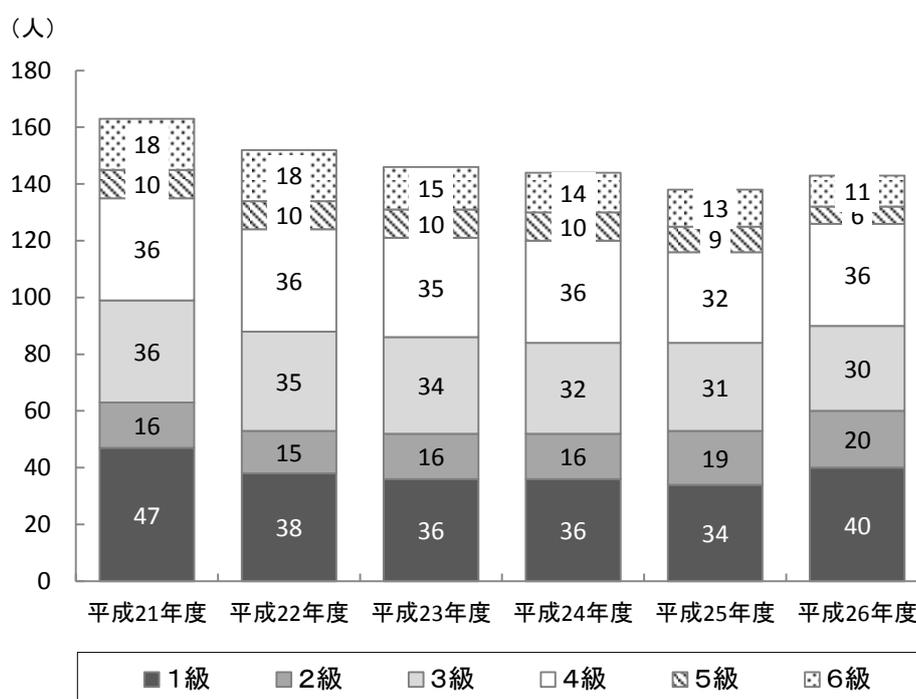
(2) 等級別身体障がい者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移を等級別にみると、平成21年から平成26年にかけて「2級」は増加、「4級」はほぼ横ばい、それ以外は減少しています。

■等級別身体障がい者数の推移（各年3月31日現在） (人)

年度		等級						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
平成21年度		47	16	36	36	10	18	163
平成22年度		38	15	35	36	10	18	152
平成23年度		36	16	34	35	10	15	146
平成24年度		36	16	32	36	10	14	144
平成25年度		34	19	31	32	9	13	136
平成26年度		40	20	30	36	6	11	143
増減	人数	▲7	4	▲6	0	▲4	▲7	▲7
	割合(%)	▲14.9	25.0	▲16.7	0.0	▲40.0	▲38.9	▲14.9

出典／泊村総務部住民福祉課



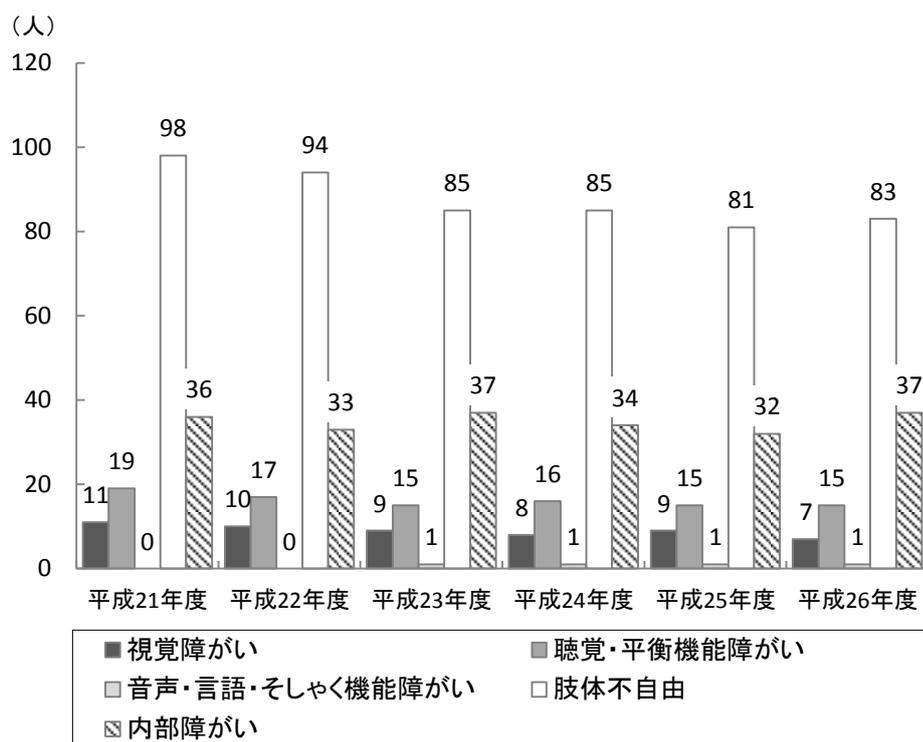
(3) 障がい部位別身体障がい者数の推移

障がい部位別の推移は、「音声・言語・そしゃく機能障がい」「内部障がい」はやや増加、それ以外は減少傾向となっています。

■障がい部位別身体障がい者数の推移（各年3月31日現在） (人)

障がい 部位 年度	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語・ そしゃく機能 障がい	肢体不自由	内部障がい	
	平成21年度	11	19	0	98	36
平成22年度	10	17	0	94	33	
平成23年度	9	15	1	85	37	
平成24年度	8	16	1	85	34	
平成25年度	9	15	1	81	32	
平成26年度	7	15	1	83	37	
増 減	人数	▲4	▲4	1	▲15	1
	割合 (%)	▲36.4	▲21.1	—	▲15.3	2.8

出典／泊村総務部住民福祉課



3. 知的障がい者の状況

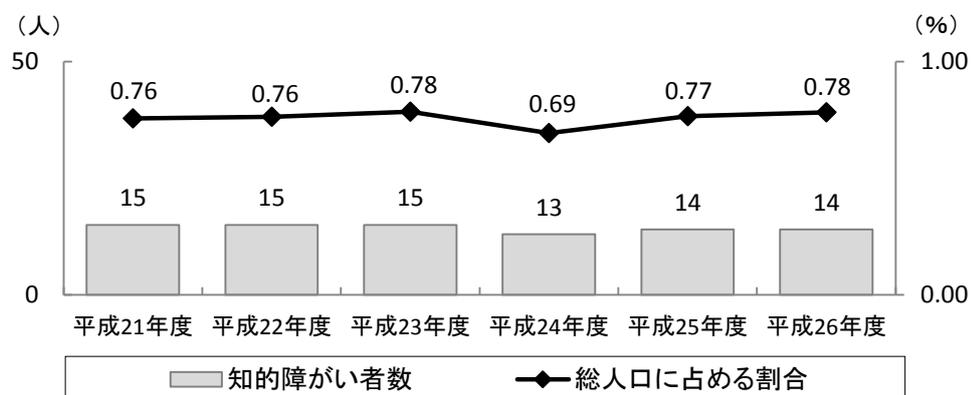
(1) 知的障がい者数の推移

療育手帳所持者数の推移は、合計では微減傾向となっておりますが、年齢階層別にみると「18歳未満」は平成21年度から2人減少し、「18～64歳」は1人増加しています。

■療育手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）

年度	項目	総人口 (人)	療育手帳所持者数(人)			知的障がい者 ／総人口(%)	
			合計	18歳未満	18～64歳		65歳以上
平成21年度		1,984	15	5	9	1	0.76
平成22年度		1,966	15	5	9	1	0.76
平成23年度		1,911	15	5	9	1	0.78
平成24年度		1,876	13	3	9	1	0.69
平成25年度		1,828	14	3	10	1	0.77
平成26年度		1,790	14	3	10	1	0.78
増減	人数	▲194	▲1	▲2	1	0	
	割合(%)	▲9.8	▲6.7	▲40.0	11.1	0.0	

出典／総人口：住民基本台帳人口、療育手帳所持者数：泊村総務部住民福祉課



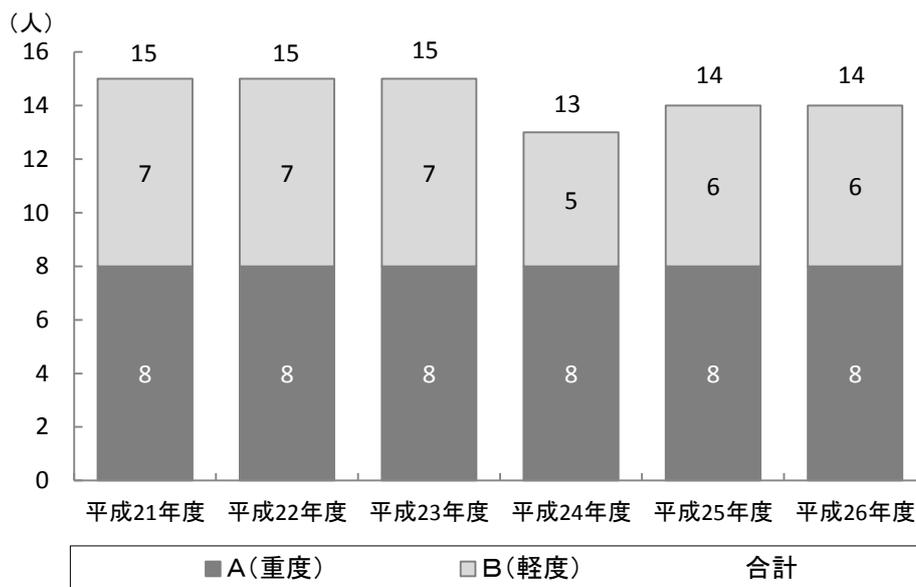
(2) 障がい程度別知的障がい者数の推移

療育手帳所持者数の推移を障がい程度別にみると、「A（重度）」は人数に変化はありませんが、「B（軽度）」は微減傾向となっています。

■障がい程度別知的障がい者数の推移（各年3月31日現在）（人）

障がい程度		A（重度）	B（軽度）	合計
年度				
平成 21 年度		8	7	15
平成 22 年度		8	7	15
平成 23 年度		8	7	15
平成 24 年度		8	5	13
平成 25 年度		8	6	14
平成 26 年度		8	6	14
増減	人数	0	▲1	▲1
	割合（％）	0.0	▲14.3	▲6.7

出典／泊村総務部住民福祉課



4. 精神障がい者の状況

(1) 精神障がい者数の推移

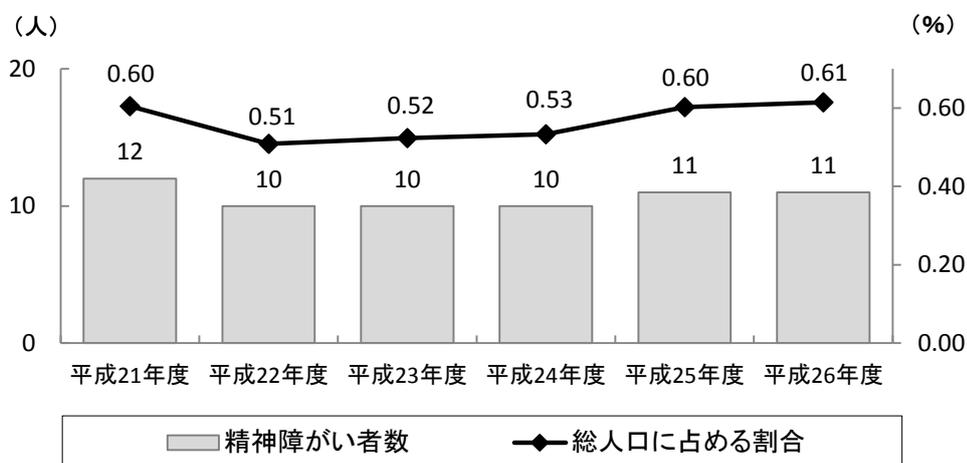
精神障害者保健福祉手帳持者数の推移は、合計では微減傾向となっておりますが、年齢階層別にみると「18～64歳」は平成21年度から1人増加し、「65歳以上」は2人減少しています。

また、総人口に占める割合は平成22年度以降増加傾向にあります。

■精神障害者保健福祉手帳持者数の推移（各年3月31日現在）

年度	項目	総人口 (人)	精神障害者保健福祉手帳所持者数 (人)				精神障がい者 ／総人口 (%)
			合計	18歳未満	18～64歳	65歳以上	
平成21年度		1,984	12	0	9	3	0.60
平成22年度		1,966	10	0	8	2	0.51
平成23年度		1,911	10	0	8	2	0.52
平成24年度		1,876	10	0	8	2	0.53
平成25年度		1,828	11	0	9	2	0.60
平成26年度		1,790	11	0	10	1	0.61
増減	人数	▲194	▲1	0	1	▲2	
	割合 (%)	▲9.8	▲8.3	—	11.1	▲66.7	

出典／総人口：住民基本台帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数：泊村総務部住民福祉課



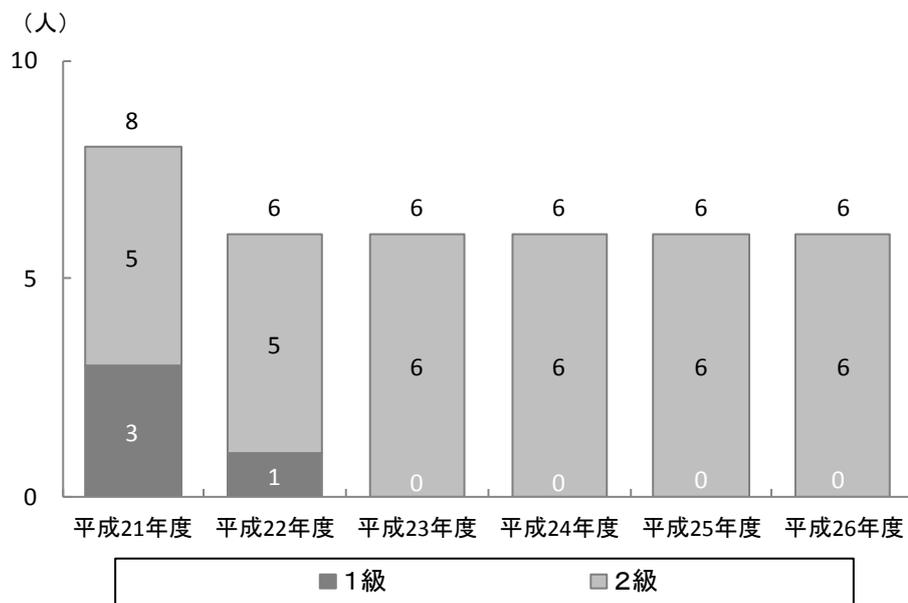
(2) 等級別精神障がい者数の推移

精神障害者保健福祉手帳持者数の推移を等級別にみると、「1級」は平成21年度以降減少し平成26年度は0人となっています。「2級」は平成21年度の5人から平成26年度には1人増加しています。

■等級別精神障がい者数の推移（各年3月31日現在）

年度	等級	精神障害者保健福祉手帳所持者数（人）		
		1級	2級	合計
平成21年度		3	5	8
平成22年度		1	5	6
平成23年度		0	6	6
平成24年度		0	6	6
平成25年度		0	6	6
平成26年度		0	6	6
増減	人数	▲3	1	▲2
	割合（%）	▲100.0	20.0	▲25.0

出典／泊村総務部住民福祉課



5. 障害支援区分認定の状況

障害支援区分認定者は、区分別にみると区分4と区分5がともに5人、障がい種類別にみると知的障がい者が9人でそれぞれ最も多くなっています。

■障害支援区分認定者の推移（平成26年4月1日現在） (人)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障がい者	1	1	0	1	2	0	5
知的障がい者	0	0	2	4	3	0	9
精神障がい者	0	2	0	0	0	0	2
合計	1	3	2	5	5	0	16

出典／泊村総務部住民福祉課

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

平成23年8月に一部が改正された障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念が掲げられています。

当村では平成24年4月に策定した「第3期泊村障がい者計画・泊村障がい福祉計画」のもと、障害者基本法の理念に則った形で障がい者施策を推進してきました。

これまでの障がい者施策を引き続き推進していくため、「第3期泊村障がい者計画・泊村障がい福祉計画」の基本理念を踏襲し、本計画の基本理念を次の通り定めます。

障がいのある人がいきいき暮らせる村づくり

2. 基本方針

(1) 日常生活支援の充実

障がいのある人が地域で安心して暮らしを営むためには、必要なサービスを受けられる仕組みとともに、その人自身が必要なサービスを選択し、決定することが重要です。

障がいのある人のニーズや地域の資源及び実状を踏まえ、身近なところで相談支援や情報提供を行う体制、必要なサービスの調整や提供体制の充実を図っていきます。

(2) 社会生活支援の充実

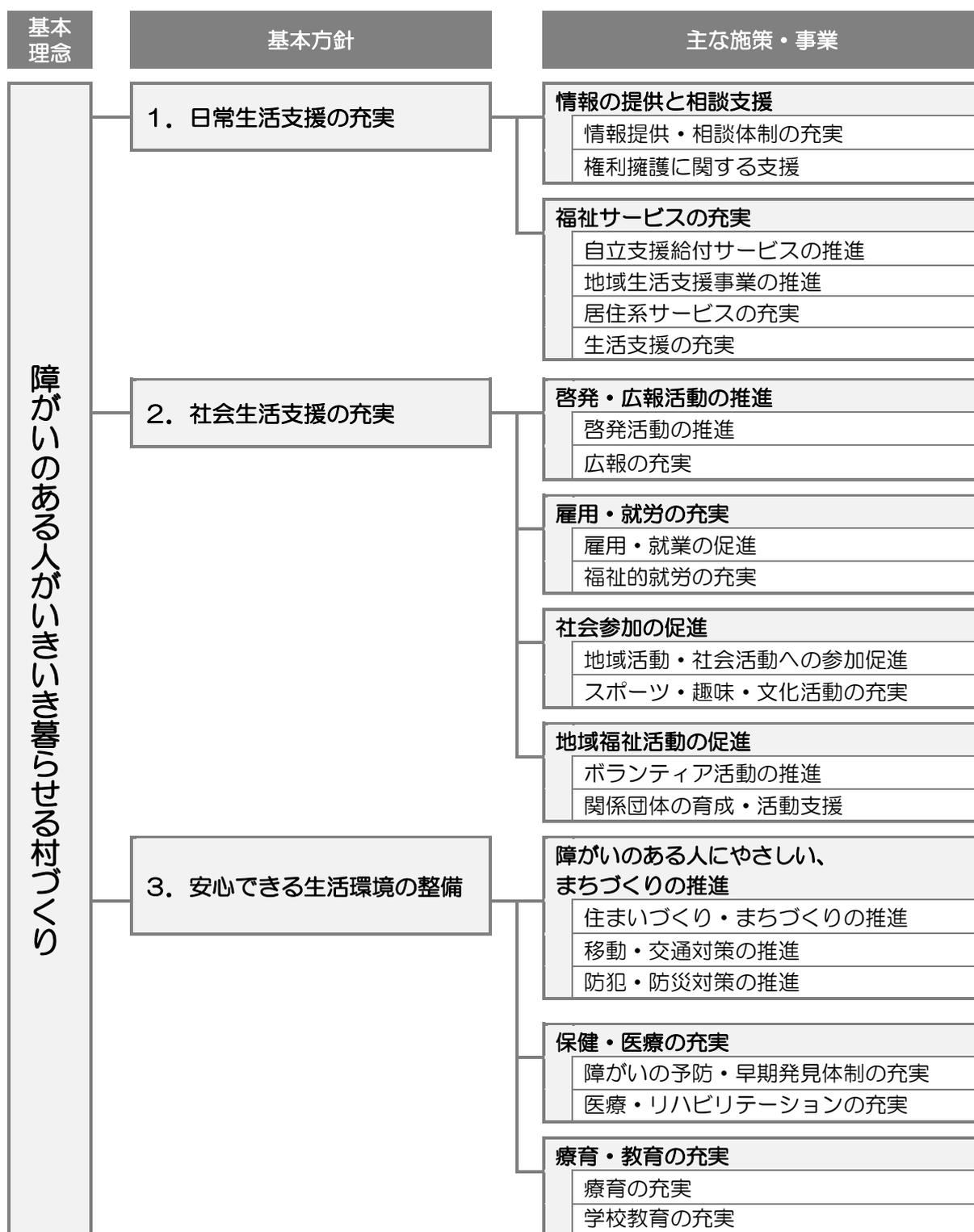
地域活動・社会活動に参加することは、障がいのある人の生活を充実させ、自己啓発や生きがいづくりにもつながります。また、こうした活動をとおして、仲間同士や地域の人々との交流が生まれ、地域で孤立化するのを防ぐ大きな役割も持っています。

障がいのある人が地域で充実感のある生活を送ることができるよう、雇用・就労への支援など社会参加の促進を図ります。

(3) 安心できる生活環境の整備

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、バリアフリー等のハード面だけでなく、保健・医療の充実や療育・教育などのソフト面での充実を図っていきます。

3. 施策の体系



第4章 障がい者計画

1. 日常生活支援の充実

(1) 情報の提供と相談支援

【現状と課題】

障がいのある人の悩みや問題は、その障がいの種類や障がい程度、年齢、家族や社会の状況など様々な要因によって異なります。

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える様々な問題を身近に相談でき、必要な助言や支援を受けられる相談支援体制の整備が必要であり、また、それらの相談に適切に対応できる専門的な知識を持った人材の育成、確保も重要となります。

また、障がいのある人の地域生活移行や家族の高齢化が進む中で、判断能力が十分でない人等には、福祉サービスの利用をはじめとする契約手続きの援助など、安心して生活を送るための支援が必要です。地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用が必要な方々に対して、分かりやすい説明や丁寧な利用支援が不可欠となります。また、身近なところで支援ができる体制整備も課題となっています。

【今後の方針】

障がいのある人のライフステージすべての段階に対応した、きめ細かな相談体制を充実させます。また、家族や支援関係者の相談にも応じていきます。

また、様々な機会・場を活用して村民の人権意識の高揚を図るとともに、障がいのある人の権利擁護のための各種制度を普及させ、利用を促進します。

①情報提供・相談体制の充実

取り組み	取り組みの概要
相談支援事業の充実	障がいのある人や家族の相談に応じ、福祉サービスの利用援助や権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介等を行う相談支援事業を充実させます。
障害者相談員活動の充実	身体や知的に障がいのある人やその家族から相談を受け、必要な支援を行う身体障害者相談員と知的障害者相談員の周知に努め、相談の利用を促進します。

②権利擁護に関する支援

取り組み	取り組みの概要
人権相談等の実施	泊村人権擁護委員等が行う人権相談や啓発活動について、広報紙やホームページにより積極的に周知します。また、日常の権利擁護について連携して取り組みます。
成年後見制度等の利用促進	生活上の判断に支援が必要な人の財産管理や契約時における権利保護、虐待の防止等を目的とした成年後見制度の利用を促進するため、分かりやすい制度や周知を行います。 また、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、日常の金銭管理などを行う「日常生活自立支援事業」の利用を促進します。

(2) 障がい福祉サービスの充実

【現状と課題】

障がいのある人が、地域での暮らしを安心して営むためには、必要なサービスを受けられる仕組みとともに、その人自身が必要なサービスを選択し、決定することが重要です。障がいのある人のニーズや地域の資源及び実状を踏まえ、身近なところで相談支援や情報提供を行う体制と、必要なサービスの調整や提供体制の充実を図る必要があります。

当村ではこれまで、村内でのサービスに加えて地元を整備されていないものについては、広域的連携等により障がいのある人の在宅支援を支える各種サービスを提供してきました。今後も広く近隣市町や関係機関と連携して、必要な支援体制を充実させていくことが求められています。

【今後の方針】

障がいのある人自身が必要なサービスを選択し、決定することができるよう、「障害者総合支援法」によるサービスだけでなく、村が実施する経済的支援などのサービス充実を図ります。

①自立支援給付サービスの推進

取り組み	取り組みの概要
訪問系サービス	近隣市町村との連携のもと、居宅介護や行動援護、同行援護など訪問系サービスの充実を図ります。
日中活動系サービス	近隣市町村との連携のもと、生活介護や就労支援などに日中活動系サービスの充実を図ります。
居住系サービス	近隣市町村との連携のもと、施設入所支援やグループホームなど居住系サービスの充実を図ります。

取り組み	取り組みの概要
障害児通所支援サービス	近隣市町村との連携のもと、児童発達支援や放課後等デイサービスなどに障害児通所支援サービスの充実を図ります。

②地域生活支援事業の推進

取り組み	取り組みの概要
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

③生活支援の充実

取り組み	取り組みの概要
配食サービス事業	身体障害者手帳、精神保健福祉手帳所持者を対象に、昼食を宅配することで栄養の確保を図るとともに、声かけによる安否確認を行います。
訪問理美容サービス事業	ひとりで外出できない身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者を対象に訪問理美容券を交付し、費用の一部を助成します。
介護用品支給サービス事業	身体障害者手帳、精神保健福祉手帳所持者を対象に、身体状況に応じて、1日2枚までおむつを無償で支給します。
福祉乗車証交付事業	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者を対象に、村内及び茂岩～岩内町間の中央バスの利用が無料となる乗車証を交付します。

2. 社会生活支援の充実

(1) 啓発・広報活動の推進

【現状と課題】

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らす社会を築くためには、すべての人が障がいや疾病に対する正しい理解を深めることが重要です。

これからの共生社会では、障がいのある人が身近な地域でその人らしく自立して生活していくことが「あたりまえのこと」であることを、様々な機会を活用して地域社会に発信する必要があります。

【今後の方針】

障がいや疾病、障がいのある人への理解を一層深めるため、泊村社会福祉協議会や関連団体等と連携して、イベントなどの機会に啓発活動に努めていきます。

①啓発活動の推進

取り組み	取り組みの概要
啓発キャンペーンの実施	「障害者週間」（12月3日～12月9日）や「道民福祉の日」（10月23日）などの機会に、啓発イベントを広域での実施を視野に入れて検討します。

②広報の充実

取り組み	取り組みの概要
多様な広報媒体の活用	村が発行する「広報とまり」をはじめ、関係団体等が作成するパンフレット、ポスター、インターネット等の積極的活用により、啓発・広報活動の充実を図ります。

（2）雇用・就労の充実

【現状と課題】

障がいのある人が地域で安心した生活を送るためには、経済的基盤の確保が不可欠であり、障がいある人への所得保障の充実とともに、就労の機会を確保することが重要な課題となっています。

障がいのある人の就労を促進するためには、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、訓練や就労のための総合的な支援を今まで以上に充実させる必要があります。

【今後の方針】

雇用関係機関との連携をより一層進め、積極的な雇用情報の提供等就労支援を行います。

また、障がいのある人が安心して仕事を続けられ、また企業等も安心して障がいのある人を雇用できるよう、就労後の支援に努めます。

①雇用・就業の促進

取り組み	取り組みの概要
雇用関係機関との連携	ハローワーク、北海道障害者職業センター、小樽後志地域障害者就業・生活支援センターといった雇用関係機関との連携を図り、就労促進についての情報収集に努め、障がいのある人への提供を積極的に行います。
就労者支援の充実	障がいのある人が安心して仕事を続けられるよう、仕事に適応するための支援や職場でのコミュニケーションを改善するための支援等を行います。

②福祉的就労の充実

取り組み	取り組みの概要
福祉的就労環境の充実	広域的対応により、一般企業等での就労を希望する人や通常の事務所で雇用されることが困難な人に就労機会や訓練機会を提供する場の確保に努めます。

(3) 社会参加の促進

【現状と課題】

障がいのある人が地域で充実感のある生活を送るためには、日々の生活の中に喜びや生きがいを見いだしていくことが重要です。

地域活動・社会活動に参加することは、障がいのある人の生活を充実させ、自己啓発や生きがいづくりに大いに貢献するものです。また、こうした活動は、仲間同士や地域の人々との交流を促進し、障がいのある人が地域で孤立化するのを防ぐ役割も持っています。

【今後の方針】

障がいのある人が生涯にわたって地域活動や社会活動に参加できるよう機会と場を整備するとともに、活動を支援するボランティアを確保するなどの支援体制づくりに努めます。

①地域活動・社会活動への参加促進

取り組み	取り組みの概要
地域活動への参加促進	地域社会の一員である障がいのある人が、地域で行われる様々な行事や住民活動に参加しやすいよう、主催者に対して配慮を促し、条件整備について支援します。また、広報等を通じて障がいのある人が主体的に実施する行事のPRに努め、地域住民の参加を促進します。

②スポーツ・趣味・文化活動の充実

取り組み	取り組みの概要
各種イベント・教室の充実	障がいのある人と地域住民との交流の場となるスポーツ大会やスポーツ教室を開催し、より多くの人々が運動習慣を身につけることができるよう、きっかけづくりを行います。 また、村で行われている各種生涯学習活動に障がいのある人が参加できる条件整備を進め、障がいのある人とない人がともに学びともに活動できる各種教室の拡充を図り、交流を促進します。

(4) 地域福祉活動の促進

【現状と課題】

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らす社会を築くために、行政だけでなく、地域住民や地元企業、地域の様々な機関など社会全体で障がいのある人を支援する必要があります。

また、障がい者福祉に関わる地域住民の自主的な活動の育成支援や地域に潜在する人材の掘り起こしも重要です。

こうした地域社会の様々な組織や人材を、障がい者福祉に有機的・効果的に結びつけるためには、地域ぐるみのネットワークの整備が必要です。

【今後の方針】

地域福祉活動の活性化を図るため、活動の要となるボランティア活動に対する村民の意識醸成を図るとともに、ボランティア団体やNPO等への支援を充実させます。

①ボランティア活動の推進

取り組み	取り組みの概要
ボランティアの発掘・育成	村民を対象としてボランティア活動に関する意識啓発や情報提供を充実させます。
ボランティア団体に対する活動支援の充実	ボランティア団体が参加者の創意を生かした自主的・自発的な活動を展開できるよう、活動費助成、情報発信、ボランティア・リーダーの育成等の支援を充実させます。

②関係団体の育成・活動支援

取り組み	取り組みの概要
障がい者団体の育成・支援	障がい者団体の育成に努め、自主的な活動を支援します。また、団体相互の連携を促進するため、連絡協議を行う場を定期的を開催します。
障がい者団体への加入促進	障がい者団体に入っていない障がいのある人とその家族が地域で孤立しないよう、障がい者団体の活動を積極的にPRする場と機会づくりに努め、団体への加入を促進します。

3. 安心できる生活環境の整備

(1) 障がい者にやさしいまちづくりの推進

【現状と課題】

当村の公共施設や公共交通機関の障がいのある人への配慮はまだ十分とは言えない状況にあります。また、道路については、歩行者や車いす利用者が安全に通行できるよう、歩道の拡幅や段差解消などの整備を行う必要があります。

誰もが安心して暮らせるよう、道路や公共建築物及び公共交通機関のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進めることが必要です。

【今後の方針】

障がいのある人が快適に安心して生活できるように、「北海道福祉のまちづくり条例」等に基づいて住まいづくりやまちづくりにおけるバリアフリー化等に努めます。

①住まいづくり・まちづくりの推進

取り組み	取り組みの概要
住居の確保	グループホームなど、地域での暮らすための基盤となる住居の確保について、広域での対応を含めて推進していきます。
公共施設等のバリアフリー化	障がいのある人の安全性の確保と利便性、快適性の向上を図り、社会参加を促進するため、まち全体のバリアフリー化を推進します。 また、行政内部から民間事業者まで、すべての村民に対し、あらゆる媒体や機会を通じて「北海道福祉のまちづくり条例」等の普及・啓発に努め、必要な指導を行います。

②移動・交通対策の推進

取り組み	取り組みの概要
歩行空間の整備	障がいのある人等が快適かつ安全に移動できるよう、主要な道路における歩道の確保に努めるとともに、段差解消、路上障害物の除去等を進めます。 冬期においては、障がいのある人等が快適かつ安全に移動できるよう、公共施設周辺の歩道について除排雪を徹底します。
移動支援事業の推進	公共交通機関を利用することが困難な人を対象として、自宅から病院等までの送迎を行う移動支援事業の周知に努め、利用者の拡大を図ります。

③防犯・防災対策の推進

取り組み	取り組みの概要
SOS ネットワーク・見守り体制の整備	SOS ネットワーク・見守り体制として「緊急通報システム」「安心システム」を一体化したシステムの導入を検討します。
避難行動要支援者への支援	「泊村災害時要援護者避難支援計画」に基づき、「泊村避難行動要支援者名簿」の整備を行うとともに、災害が発生したときに避難行動要支援者への支援を行います。
防犯・消費者被害防止	障がい者を様々な犯罪から守るため、防犯のまちづくりを推進します。また、振り込め詐欺等防止のために啓発活動を行います。

(2) 保健・医療の充実

【現状と課題】

当村では、妊婦に対する健康診査から高齢者の介護予防まで、あらゆるライフステージにおける取り組みを推進し、障がいの原因となる疾病の予防とともに、障がいを早期に発見、対応できる体制の構築に努めています。

【今後の方針】

障がいの早期発見のため、新生児や乳幼児への健康診査を行うとともに、生活習慣病などの疾患による障がいを予防するため、今後も成人を対象とした健康診査等を実施のうえ、早期対応を図ります。

また、保健事業のさらなる充実を図るとともに、適切な治療・療育につなげるため、関係機関との連携を強化していきます。

①障がいの予防・早期発見体制の充実

取り組み	取り組みの概要
妊婦支援の充実	妊産婦の不安を軽減し、出産のリスク要因を減らし安全な出産となるよう、相談や訪問などで情報提供を行い、妊婦支援の充実を図ります。
乳幼児健診事業の充実	乳児健診、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診により、月齢に応じた乳幼児期の健全な発育・発達状態を確認し、疾病や異常の早期発見・支援に努めます。
生活習慣病の予防対策の充実	健康診査の受診率向上に努め、健診後の支援体制の強化を行い疾病の予防に努めるとともに、脳卒中や虚血性心疾患等障がいの原因となる生活習慣病予防についての情報提供を行います。
介護予防の充実	介護が必要となりやすい人の実態を把握し、いつまでもいきいきとした生活を送ることができるよう、各種教室活動の実施体制を整備します。また、老人クラブ、寿大学等で介護予防に関する情報提供を行い、意識啓発を図ります。

②医療・リハビリテーションの充実

取り組み	取り組みの概要
緊急時医療体制の充実	障がいのある人の緊急時の入院・治療に 대응することのできる緊急病院について、広域的な情報の収集と提供に努めます。
地域リハビリテーション体制の整備	障がいのある人の機能障がいや能力障がいの軽減を図る上で重要な役割を果たすリハビリテーションの充実をより一層図ります。
医療費の負担軽減	障がいのある人等の医療費の負担を軽減するため、自立支援医療費、重度ひとり親家庭等医療費助成など各種医療費公費負担制度を周知し、その適切な運用に努めます。

(3) 療育・教育の充実

【現状と課題】

障がいや発達に遅れのある子どもたちに対して、できるだけ早期に、特に、乳幼児期に必要な治療と療育を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていく必要があります。

当村では、母子保健事業、保育所、子育て支援センター、教育機関と連携しながら、乳幼児における障がいの早期発見に努め、障がいや発達に遅がみられる子どものいる家庭等を対象とした相談・指導を実施しています。

【今後の方針】

母子保健事業、保育所、子育て支援センターにおいて乳幼児における障がいの早期発見に努め、障がいや発達に遅れがみられる子どものいる家庭等を対象とした相談・指導を積極的に行います。

障がい児一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育を行うため、学校教育の充実や指導体制の整備を推進します。

①療育の充実

取り組み	取り組みの概要
訪問指導の充実	障がいや発達に遅れがみられる子どものいる家庭を定期的に訪問して、発達発育を確認するとともに、助言・指導を行います。 今後はより一層、関係機関との連携を密にし、専門性の高い助言・指導や適切な関係機関の紹介に努めます。
相談支援体制の充実	障がいや発達に遅れがみられる子どもを持つ親の不安解消を図るため、担当職員の研修機会を拡充させ、より専門性の高い相談・助言に努めます。

②学校教育の充実

取り組み	取り組みの概要
障がいの状態に応じた適切な学校教育の充実	障がいの状態や発達段階に応じた指導体制の整備や専門性のある人材の確保等により、障がいや発達に遅れがみられる児童・生徒に対する学校教育の充実を図ります。
教育支援の充実	児童・生徒の就学については、本人や家族の相談に応じ、教育委員会と連絡を密にし、適切な助言・指導を行います。

第5章 障がい福祉計画

1. 成果目標の達成状況

(1) 障がい福祉施設入所者の地域生活への移行

第3期計画期間中の障がい福祉施設入所者の地域生活移行は、残念ながら0人となる見通しです。また、平成26年度末の施設入所者数は、基準となる7人から増え13人となる見込みです。

項目	目標	実績	国の基本指針
平成23年10月1日の施設入所者数(A)	—	7人	目標設定の基準値
平成26年度末の施設入所者数(B)	5人	13人	—
平成26年度末の施設入所者削減数	2人 (28.6%)	0人 (0.0%)	平成17年10月1日の施設入所者からの削減数(18%以上)
平成26年度末の地域生活移行者数	8人 (114.3%)	0人 (0.0%)	(A)のうち地域生活に移行する人の目標数(30%以上)

(2) 障がい福祉施設から一般就労への移行

①障がい福祉施設から一般就労への移行者数

平成26年度中の一般就労移行者数は1人を目標としてきましたが、実績は0人となる見通しです。

項目	目標	実績	国の基本指針
平成23年度中の年間一般就労移行者数(A)	—	0人	目標設定の基準値
平成26年度中の年間一般就労移行者数	1人	0人	基準値(A)の4倍以上

②就労移行支援事業の利用者数

障がい福祉施設の利用者数は計画策定時点では6人の予定でしたが、平成26年度末は1人の見込みとなっています。また、就労移行支援事業の利用者数は3人となる見通しです。

項目	目標	実績	国の基本指針
平成26年度末の障がい福祉施設利用者数(A)	6人	9人	目標設定の基準値
平成26年度末までの就労移行支援事業利用者数	4人	1人	基準値(A)の2割以上

③就労継続支援(A型)の利用者数

就労移行支援事業の利用者数は目標値の0人に対して、実績は3人となる見込みとなっています。就労継続支援(A型)事業の利用者数は0人となる見通しです。

項目	目標	実績	国の基本指針
平成26年度末までの就労継続支援事業(A型)及び(B型)利用者数(A)	0人	3人	目標設定の基準値
平成26年度末までの就労継続支援(A型)事業利用者数	0人	0人	基準値(A)の3割以上

2. 自立支援給付の実績（平成24年～26年度）

（1）訪問系サービス

訪問系サービスは、利用者数、利用時間ともに計画策定時点の見込量を下回る実績となる見通しです。

区 分	計画 実績	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障がい者等包括支援	計画	6人 30時間/月	6人 30時間/月	5人 26時間/月
	実績	5人 20時間/月	4人 30時間/月	3人 10時間/月

（2）日中活動系サービス

生活介護、就労継続支援（B型）、短期入所は計画を上回る利用実績となっており、特に就労継続支援（B型）は、計画策定では利用者数は0人でしたが実績は利用が伸びています。

一方、就労移行支援は計画を下回る実績となっています。

区 分	計画 実績	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	計画	3人 62人日/月	2人 64人日/月	2人 64人日/月
	実績	9人 180人日/月	11人 220人日/月	10人 200人日/月
自立訓練（機能訓練）	計画	0人 0人日/月	0人 0人日/月	0人 0人日/月
	実績	0人 0人日/月	0人 0人日/月	0人 0人日/月
自立訓練（生活訓練）	計画	0人 0人日/月	0人 0人日/月	0人 0人日/月
	実績	0人 0人日/月	0人 0人日/月	0人 0人日/月
就労移行支援	計画	3人 44人日/月	4人 64人日/月	4人 64人日/月
	実績	3人 69人日/月	1人 23人日/月	1人 23人日/月
就労継続支援（A型）	計画	0人 0人日/月	0人 0人日/月	0人 0人日/月
	実績	0人 0人日/月	0人 0人日/月	0人 0人日/月
就労継続支援（B型）	計画	0人 0人日/月	0人 0人日/月	0人 0人日/月
	実績	1人 23人日/月	3人 69人日/月	3人 69人日/月
療養介護	計画	0人/月	0人/月	0人/月
	実績	0人/月	0人/月	0人/月
短期入所	計画	2人 13人日/月	0人 0人日/月	0人 0人日/月
	実績	2人 20人日/月	3人 30人日/月	1人 10人日/月

(3) 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）は、実績は計画よりもやや少なく推移しましたが、施設入所支援は計画を大きく上回る利用実績となっています。

区 分	計画 実績	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助（グループホーム）	計画	4 人／月	5 人／月	5 人／月
	実績	4 人／月	4 人／月	4 人／月
施設入所支援	計画	4 人／月	4 人／月	4 人／月
	実績	8 人／月	8 人／月	9 人／月

(4) 相談支援

計画相談支援は、平成24年度は利用がありませんでしたが、平成26年度には月あたり5人と計画を上回る実績となる見通しです。

区 分	計画 実績	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	計画	2 人／月	3 人／月	3 人／月
	実績	0 人／月	2 人／月	5 人／月
地域移行支援	計画	0 人／月	0 人／月	0 人／月
	実績	0 人／月	0 人／月	0 人／月
地域定着支援	計画	0 人／月	0 人／月	0 人／月
	実績	0 人／月	0 人／月	0 人／月

3. 地域生活支援事業の実績（平成24年～26年度）

地域生活支援事業のうち、コミュニケーション支援事業、移動支援事業が計画よりも実績が上回っている状況です。日常生活用具給付等事業は年度により利用実績に変動がありますが、排泄管理支援用具は計画通りの利用実績となっています。

区分（必須事業）	計画 実績	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
相談支援事業				
相談支援事業				
障害者相談支援事業	計画	1箇所	1箇所	1箇所
	実績	1箇所	1箇所	1箇所
地域自立支援協議会	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施
障害児等療育支援事業	計画	未実施	未実施	未実施
	実績	未実施	未実施	未実施
市町村相談支援機能強化事業	計画	未実施	未実施	未実施
	実績	未実施	未実施	未実施
住宅入居等支援事業	計画	未実施	未実施	未実施
	実績	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業	計画	実施	実施	実施
	実績	未実施	未実施	未実施
コミュニケーション支援事業				
手話通訳者設置人数	計画	0人	0人	0人
	実績	1人	1人	2人
手話・要約筆記実利用者数	計画	0人	0人	0人
	実績	8人	10人	7人
日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具	計画	0件	0件	0件
	実績	0件	5件	0件
自立生活支援用具	計画	1件	1件	1件
	実績	1件	2件	0件
在宅療養等支援用具	計画	0件	0件	0件
	実績	3件	0件	0件
情報・意思疎通支援用具	計画	1件	0件	0件
	実績	1件	2件	0件
排泄管理支援用具	計画	48件	48件	48件
	実績	48件	48件	48件
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	計画	0件	0件	0件
	実績	0件	0件	0件
移動支援事業				
実利用者数	計画	2人	2人	2人
	実績	4人	4人	4人
延べ利用時間	計画	90時間	90時間	90時間
	実績	135時間	151時間	75時間
地域活動支援センター				
実施箇所数	計画	0箇所	0箇所	0箇所
	実績	0箇所	0箇所	0箇所
実利用者数	計画	0人	0人	0人
	実績	0人	0人	0人
日中一時支援事業				
実施箇所数	計画	0箇所	0箇所	0箇所
	実績	0箇所	1箇所	0箇所
実利用者数	計画	0人	0人	0人
	実績	0人	1人	0人

4. 障がい福祉計画の基本方針

障がい福祉サービスの提供体制を確保するため、本計画の方向性を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、計画的な整備を図ります。

(1) 障がい福祉サービスに関する基本的考え方

①サービス提供基盤の整備

家庭や日中活動の様々な場面において、障がいのある人のニーズや生活の困難さ、障がいの状況に応じたきめ細かなサービスが提供できるよう、障がい福祉サービスの確保に努めます。

②障がい者の就労の促進（障がい福祉施設から一般就労への移行）

障がいのある人が、障がいの軽重に関わらず、社会に参加し、収入を得て、生きがいを持てるようにするため、一人ひとりのニーズや個々の障がいの特性に配慮し、障がい福祉施設から一般就労への移行や福祉的就労の拡大を図ります。

③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

施設入所や入院から地域生活への円滑な移行を推進するため、地域での居住の場となるグループホームの充実を図るとともに、移行後の生活において必要な訪問系・日中活動系サービスその他の必要な支援を行います。

さらに、地域生活支援の機能をさらに強化するため、グループホームまたは障がい者支援施設に付加した地域生活支援拠点の整備を図ります。

(2) 相談支援に関する基本的考え方

障がいのある人、とりわけ、重度の障がいである人々が、地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

このため、ケアマネジメントの充実など、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図ります。さらに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる「岩宇地区自立支援協議会」において、関係機関との連携強化と情報共有を図ります。

(3) 障がい児支援の提供体制の確保

障がい児及びその家族に対する支援は、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのため、児童発達支援や放課後等デイサービスなど障がい児通所支援サービスの整備を行うとともに、障がい児支援サービスを利用する際の情報提供や利用計画作成の支援を行う障がい児相談支援サービスを整備します。

5. 平成 29 年度の数値目標

国は「第 4 期障がい福祉計画に係る国の基本指針」において、平成 29 年度までの成果目標の設定について、以下の考え方を示しています。

■第 4 期障がい福祉計画数値目標の考え方（国の基本的指針より）

成果目標を設定する事項	目標値の設定内容
福祉施設から地域生活への移行促進	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度時点の施設入所者数の 12% 以上を地域生活へ移行。 施設入所者数を平成 25 年度末時点から 4% 以上削減。
精神科病院から地域生活への移行促進	<ul style="list-style-type: none"> 入院後 3 ヶ月時点の退院率を 64% 以上とする。 入院後 1 年時点の退院率を 91% 以上とする。 1 年以上の在院者数を平成 24 年 6 月時点から 18% 以上減少。
福祉施設から一般就労への移行促進	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設から一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上とする。 就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末の利用者から 6 割以上増加。 就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。
地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村または各圏域に少なくとも 1 つ整備。

当村では、第 3 期計画までのサービス実施状況を把握し、計画や今後実施すべき事項等を検討しながら、平成 29 年度までの見込み等について見直しと目標値の設定を行います。

なお、成果目標のうち、「福祉施設から一般就労への移行促進」の就労移行支援事業所に関する目標、及び「精神科病院から地域生活への移行促進」については、当村に該当施設が存在しないため、目標値を設定しません。

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

国や道が設定した指針に基づき、障がい福祉サービスの提供により施設で生活する障がいのある人の、地域社会での生活・就労等の促進に向けた各目標について、以下のとおり設定します。

項 目	数値	国の基本指針
平成 25 年度末の施設入所者数 (A)	13 人	目標設定の基準値
平成 29 年度末の施設入所者数 (B)	13 人	地域生活への移行者数 (D) と新規入居者数を勘案
平成 29 年度までの削減見込 (C)	0 人	【目標値】 平成 25 年入所者数からの削減見込み数 (A) - (B)
平成 29 年度の地域生活移行者数 (D)	0 人	【目標値】 (A) のうち地域生活に移行する人の目標数

(2) 福祉から一般就労への移行促進

①福祉施設から一般就労への移行者数

項 目	数値	備 考
平成 24 年度中の年間一般就労移行者数 (A)	0 人	目標設定の基準値
平成 29 年度中の年間一般就労移行者数 (B)	0 人	【目標値】 基準値 (A) の2倍以上

②就労移行支援事業の利用者数

項 目	数値	備 考
平成 25 年度末までの就労移行支援事業利用者数 (A)	1 人	目標設定の基準値
平成 29 年度末までの就労移行支援事業利用者数 (B)	1 人	【目標値】 基準値 (A) の6割以上増加

(3) 地域支援活動拠点等の整備

国の基本指針に記載されている成果目標として、各市町村または各圏域に少なくとも一つ地域生活支援拠点等を整備するとされています。

地域生活支援拠点等が持つ機能として下記のもの求められています。

地域生活支援拠点に求められる機能
<ul style="list-style-type: none">・相談（地域移行、親元からの自立等）・体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）・緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）・専門性（人材の確保・養成、連携等）・地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

当村では、地域生活支援拠点等は後志圏域内の広域整備とし、複数の事業所が協力して機能を分担する面的な体制整備を含めて検討・整備を行うこととします。

6. 自立支援給付のサービス見込量と確保方策

平成 24～26 年度の各サービスの利用実績や障がいのある人の状況を考慮し、平成 27～29 年度のサービス必要量を見込みました。

(1) 訪問系サービス

①サービスの概要

サービス名	概要
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	障がい者の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	障がい者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
同行援護	外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の援護（視覚的情報の支援、排泄・食事などの介護）を行います。
重度障がい者等包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等をふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

②サービス見込量と確保の方策

訪問系サービス	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、 重度障がい者包括支援	時間/月	30	45	45	45
	人	4	3	3	3

【確保の方策】

村内のサービス事業者である、泊村社会福祉協議会居宅介護事業所の活用を促進し、近隣市町村のサービス事業者と連携を図りながら必要サービス量を確保していきます。

(2) 日中活動系サービス

①サービスの概要

サービス名	概要
療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。 (利用者ごとに18か月以内の利用期間が設定されます)
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。(利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間が設定されます)
宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用させ、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談支援等を行います。
就労移行支援	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。(利用者ごとに24か月以内の利用期間が設定されます)
就労継続支援 (A型)	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援 (B型)	通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。

サービス名	概要
短期入所	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

②サービス見込量と確保の方策

	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
療養介護	人	0	0	0	0
生活介護	人	10	10	10	10
	人日/月	200	197	197	197
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0
宿泊型自立訓練	人	—	0	0	0
	人日/月	—	0	0	0
就労移行支援	人	1	1	1	1
	人日/月	23	25	25	25
就労継続支援（A型）	人	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0
就労継続支援（B型）	人	3	4	4	4
	人日/月	69	84	84	84
短期入所（福祉型）	人	1	1	1	1
	人日/月	10	10	10	10
短期入所（医療型）	人	—	0	0	0
	人日/月	—	0	0	0

【確保の方策】

近隣市町村のサービス事業者と連携を図りながら必要サービス量を確保していきます。

(3) 施設系・居住系サービス

①サービスの概要

サービス名	概要
共同生活援助	地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある人につき、主に夜間に相談、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。
施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。(自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます)

②サービス見込量と確保の方策

	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	4	4	4	4
施設入所支援	人	9	7	7	7

【確保の方策】

近隣市町村のサービス事業者と連携を図りながら必要サービス量を確保していきます。

(4) 相談支援系サービス

①サービスの概要

サービス名	実施内容
計画相談支援	支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後においてサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	住居の確保やその他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

②サービス見込量と確保の方策

	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
計画相談支援	人	5	17	17	17
地域移行支援	人	0	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0	0

【確保の方策】

近隣市町村のサービス事業者と連携を図りながら必要サービス量を確保していきます。

(5) 障がい児通所系サービス

①サービスの概要

サービス名	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援・治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や、土日祝日などの学校休業日、夏休み、冬休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を行うことにより、障がい児の自立促進、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

②サービス見込量と確保の方策

	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
児童発達支援	人	6	3	3	3
	人日/月	21	10	10	10
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人	3	5	5	5
	人日/月	5	7	7	7
保育所等訪問支援	人	—	0	0	0
	人日/月	—	0	0	0

【確保の方策】

近隣市町村のサービス事業者と連携を図りながら必要サービス量を確保していきます。

(6) 障がい児相談支援

①サービスの概要

サービス名	概要
障がい児相談支援	障がいのある児童が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に、障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行います。

②サービス見込量と確保の方策

	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
障害児相談支援	人	10	8	8	8

【確保の方策】

近隣市町村のサービス事業者と連携を図りながら必要サービス量を確保していきます。

7. 地域生活支援事業の見込量と確保方策

(1) 必須事業

①サービスの概要

サービス名	概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用、または利用しようとする知的障がい者または精神障がい者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて、または一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。まずは法人後見実施機関の体制整備が必要となります。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

②サービス見込量と確保の方策

必須事業	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	—	未実施	未実施	未実施
自発的活動支援事業	実施有無	—	未実施	未実施	未実施
相談支援事業					
障害者相談支援事業	箇所	—	1	1	1
基幹相談支援センター	設置有無	未設置	未設置	未設置	未設置
市町村相談支援事業機能強化事業	実施有無	未設置	未設置	未設置	未設置
住宅入居等支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業	人	—	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	—	未実施	未実施	未実施
意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数(人)	7	1	0	0
手話通訳者設置事業	設置者数(人)	2	2	2	2
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	件	0	0	0	0
自立生活支援用具	件	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件	0	1	1	1
排泄管理支援用具	件	48	48	48	48
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	件	0	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	人	—	1	1	2
移動支援事業	人	4	5	3	3
	時間/年	75	60	60	60
地域活動支援センター(基礎的事業)	箇所	—	0	0	0
	人	—	0	0	0

【確保の方策】

○障害者相談支援事業

これまで通り事業を継続実施するとともに、関係機関との連携を強化し、専門性の向上による相談支援の充実を図ります。

○意思疎通支援事業

利用要請があった際に速やかに対応できるような体制づくりを行うとともに、利用者にとって利便性の高いサービスとなるよう努めます。

○日常生活用具給付等事業

障がいの特性に応じて適切に給付するように努めます。

○移動支援事業

サービスが供給不足にならないよう、委託する事業者との円滑な連携を図りながら事業を実施します。

第6章 計画の推進に向けて

1. 地域の住民・団体・機関等の連携及び協力体制の構築

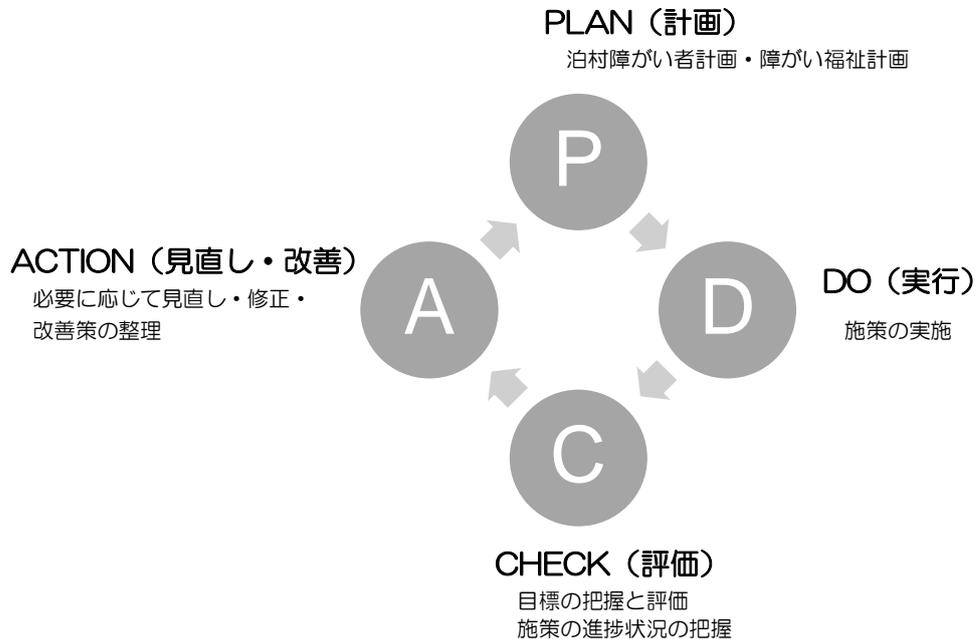
本計画を推進するにあたり、庁内の関係各課が連携し、情報の共有化を図り、横断的に施策の展開を図ることはもとより、障がいのある人を含めた幅広い住民の地域社会への参画を促進するとともに、地域社会における相互扶助その他の機能が活性化するよう、各団体等との協力体制の構築を図ります。

2. 地域資源の把握・有効活用

地域の様々な問題を解決していく上で、地域住民一人ひとりが課題について正しく理解し、その解決に向け意欲ややりがいを持って、自主的に行動を起こすことが重要となります。地域で高齢者を支えるための様々な社会資源の把握に努めるとともに、既存の団体等の新たな活動の展開への支援など、有効活用を図っていきます。

3. 計画の点検・評価

本計画の進行管理については、その実施状況の把握や評価点検等を行い、計画全体の進行管理を図ります。



資料編

1. 策定経過

第1回	泊村保健福祉審議会	平成26年11月7日
第2回	泊村保健福祉審議会	平成27年2月23日
第3回	泊村保健福祉審議会	平成27年3月10日

2. 泊村保健福祉審議会委員名簿

任期 自 平成26年11月7日
至 平成29年11月6日

部 門	職 種	氏 名	備 考
保健医療関係者	茅沼診療所所長	黒澤 慎司	委員長
福祉関係者	泊村社会福祉協議会事務局長	工藤 義徳	
	とまり保育所所長	赤平 晃	
学校教育関係者	泊小学校長	山崎 淑子	
	泊中学校長	庵 健司	
	泊村教育委員会次長	高山 誠	
障がい・介護保険 サービス事業関係者	むつみ荘施設長	福森 和千代	副委員長
	泊村社会福祉協議会職員	黒田 康文	
民生児童委員	民生児童委員協議会副会長	武井 大三	
その他村長が 必要と認める者	泊村PTA連合会長	村嶋 尚美	
	とまり保育所父母の会会長	外村 真紀	
	古宇郡漁業協同組合泊青年部長	小塚 哲弘	
	古宇郡漁業協同組合盃青年部長	小林 辰義	
	地域会連合会会長	妹川 一教	

第4期 泊村障がい者計画・泊村障がい福祉計画

発行日 平成27年3月

発行 泊村

編集 泊村総務部住民福祉課

〒045-0202 北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別 191-7

電話0135-75-2134（代表） Fax0135-75-3168

ホームページ <http://www.vill.tomari.hokkaido.jp>